表 56. 各地方法院受理聲請撤銷

中華民國

						受	理件	數	終	未		終	丁華 八國
						合	舊	新		71.	合	經	裁
機		厚			別				結	結			依刑法七十 緩罪不期告 刑而得徒 期在易刑確
							件	件		計	內因故親 緩利期金 制期金 記 別期金 記 記 之		
						計	受	收	數	數	計		他受有宣者
合					計	2 860	106	2 754	2 724	136	2 734	1 683	118
臺	北	地	方	法	院	176	6	170	171	5	171	116	7
士	林	地	方	法	院	149	8	141	146	3	146	82	12
新	北	地	方	法	院	400	11	389	387	13	389	214	10
桃	袁	地	方	法	院	340	8	332	324	16	324	217	10
新	竹	地	方	法	院	152	5	147	146	6	147	92	11
苗	栗	地	方	法	院	78	2	76	71	7	71	46	-
臺	中	地	方	法	院	246	11	235	230	16	236	168	18
南	投	地	方	法	院	67	5	62	61	6	61	37	6
彰	化	地	方	法	院	149	4	145	142	7	142	92	6
雲	林	地	方	法	院	78	5	73	70	8	70	48	1
嘉	義	地	方	法	院	133	4	129	131	2	132	74	5
臺	南	地	方	法	院	185	3	182	182	3	182	121	7
高	雄	地	方	法	院	318	11	307	290	28	290	168	7
高	雄	少	家	法	院	1	-	1	1	-	1	1	-
屛	東	地	方	法	院	114	8	106	107	7	107	61	
臺	東	地	方	法	院	60	7	53	58	2	58	22	
花	蓮	地		法	院	66	4	62	66	-	66	44	
宜	蘭	地	方 ·	法	院	41	2	39	38	3	38	33	
基	隆	地	方	法	院	94	2	92	91	3	91	41	3
澎	湖	地	方	法	院	13	-	13	12	1	12	6	-

緩刑案件收結情形-按機關別分

103年 單位:件;人

102 平							平	四、1十,人
結			情			形		(人)
定	撤	銷		緩	刑	駁	撤	其
五條應撤銷		七十五億		得 撤 銷	違 事			
緩罪不期告 刑而得徒	緩罪得徒宣 刑而易刑	緩罪得徒宣 刑而易刑	緩犯受確 刑罪有	違二款重 反項所	反項 保			
	前左利、告	期在科、告	期而期	第第定	護情			
前在易刑 _確 因緩科以	因緩罰役或	期內因故意的人類的因故意的人類。有關企之有關企之有。如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如此,如		<u> </u>	管節			
故刑罰上	故刑金或	因 故 刑 金 或	內在徒 因緩刑	十款	東 重			
意期金刑定	思期 罰定	意期之罰定	過刑之	四至增	應大			
犯內之之 他受有宣者	犯內有金 他受期之者	犯內有金 他受期之者	失期宣 更內告者	條第情 第八節者	母 守者	口	口	他
102					225	1 032	15	4
								4
9			_	38	8	52	3	_
4			-	28	15	64	_	_
13			_	74	37	170	5	-
15	19	70	-	68	35	106	_	1
10	5	18	_	41	7	53	2	-
-	3	15	-	21	7	24	-	1
13	26	54	_	47	10	66	1	1
4	2	12	1	10	2	24	-	-
5	15	20	-	28	18	49	1	-
5	2	15	-	17	8	22	-	_
2	5	30	1	18	13	57	1	_
3	11	36	-	43	21	60	1	-
9	24	54	-	62	12	122	_	_
-	-	-	-	-	1	-	-	-
5	8	16	-	14	14	45	-	1
-	2	5	-	9	3	36	-	_
2	2	15	-	18	5	22	_	_
2	6	6	-	9	4	5	-	-
1	8	19	-	6	4	49	1	_
-	-	4	-	1	1	6	-	-